

介護老人保健施設 リハ・神戸

(入所)介護保健施設サービス利用約款

(令和6年4月1日)

一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設リハ・神戸（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、かつ、利用者及び利用者の身元引受人及び連帯保証人（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が当施設に介護保健施設サービス利用同意書を提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに扶養者の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款及び別紙1の改訂が行われないう限り、初回利用時の同意書の提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(扶養者)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす扶養者を立てます。但し、利用者が扶養者を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること

② 弁済をする資力を有すること

2 扶養者は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 扶養者は、利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

4 扶養者が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、ハラスメント行為、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び扶養者に対し、相当期間内にその扶養者に代わる新たな扶養者を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 扶養者の請求があったときは、当施設は扶養者に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

2 扶養者も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援状態区分に認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し医療機関などへ2週間を超えて転院などをされた場合、または当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を越えたと判断された場合
- ③ 利用者又は扶養者が、本約款に定める利用料金を3ヵ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ④ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、ハラスメント行為、その他利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ その他、退所検討会において退所が相当と判断された場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び扶養者に対し、当該月の料金合計額の請求書を、その翌月の10日ごろに発行し、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対し当該合計額を毎月末(土日祝日の場合は翌日以後の平日)までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を開示費用として徴収し、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利

用者の代理人を含みます。) に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

3 法令等により開示してはならないとされる等、開示できないこともあります。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録等に記載することとします。

- ①切迫性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- ②非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- ③一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利

用者及び扶養者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員等に申し出ることができます。又は、1階事務室に平日の午前9時から午後5時30分の間、担当職員に申し出ることができます。

《行政機関の苦情相談窓口》

窓 口	電話番号	営業時間
神戸市福祉局 監査指導部	TEL：078-322-6242	平日 8：45～12：00 13：00～17：30
要介護施設従事者等による 高齢者虐待通報専用電話	TEL：078-322-6774	平日 8：45～12：00 13：00～17：30
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	TEL：078-332-5617	平日 8：45～17：15
神戸市消費生活センター (契約についてのご相談)	TEL：078-371-1221	平日 9：00～17：00

(賠償責任)

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設リハ・神戸のご案内

(令和6年4月1日現在)

1. 施設概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設リハ・神戸
開設年月日	平成12年4月19日
管理者名	高井 豊
所在地	神戸市北区しあわせの村1番19号
電話番号	(078) 743-8500
FAX番号	(078) 747-3738
併設施設	神戸リハビリテーション病院 しあわせの村あんしんすこやかセンター しあわせの村在宅支援センター
介護保険事業所番号	2855080079

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

① 目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く在宅での生活に戻ることができるように支援すること、又、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防を含む。以下同じ）や通所リハビリテーション（介護予防を含む。以下同じ）等のサービスを提供し、在宅生活を支援することを目的とした施設です。

② 運営方針

①の目的に添って、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

- I) しあわせの村という豊かな自然環境の中、要介護状態の方に対して、医学的管理の下に看護・介護・リハビリテーションを一体的に提供しADL（日常生活動作）の自立を働きかけ、生活の質の確保を重視した在宅療養の促進を支援します。
- II) 特に、隣接の神戸リハビリテーション病院併設の介護老人保健施設として、充実したスタッフによるリハビリ訓練に重点をおいた施設で、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう必要なリハビリテーションに関する目標を設置し、計画的に実施します。
- III) 明るく家庭的な雰囲気を保持し、関係行政機関及び居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等との連絡を密にしながら、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

IV) 安全で衛生的・快適な施設環境の整備に努めます。

(3) 施設の職員体制 (人)

職 種	職員数	備 考
医師	1	
看護職員	15	パート職員含む
介護職員	41	パート職員含む
理学療法士	3	1名は神戸リハビリテーション病院と兼務
作業療法士	3	
言語聴覚士	1	神戸リハビリテーション病院と兼務
薬剤師	1	神戸リハビリテーション病院と兼務
管理栄養士	1	
支援相談員	3	
介護支援専門員	1	専任1名

(注) 夜勤体制は、看護職員1名、介護職員4名(入所者全員に対して)。

(4) 入所定員等

- ・定員 介護保健施設サービス 90名 短期入所療養介護(介護予防)を含む
通所リハビリテーション 30名 1日あたり、介護予防を含む
- ・療養室 従来型個室(1人室)10室、多床室(4人室)20室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

当施設でのサービスは、在宅復帰を目指し施設サービス計画書に基づいて提供されます。この計画書は、利用者に関わる多職種の職員の協議および、ご本人・ご家族の希望も取り入れ作成します。

また、計画の内容については同意が必要となります。

② 食事

食事・おやつは、食堂で提供いたします。家庭的で、バラエティに富んだお食事を心がけております。必要に応じて医師の指示で療養食もご用意いたします。

食事時間は家庭生活に最も近い時間帯で提供しております。

朝食	午前7時30分 ～ 午前8時30分
昼食	午後0時00分 ～ 午後1時00分
おやつ	午後3時00分 ～ 午後3時30分
夕食	午後6時00分 ～ 午後7時00分

③ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は週に2回入浴いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合もあります。

④ 医学的管理

施設には常勤の医師がおりますので、軽度の医療サービスや投薬もできます。従って、介護老人保健施設の入所中に歯科以外の病院・医院等を受診されます時は、当施設からの依頼状が必要になります。外出時や外泊時も同様です。法令上、他の病院・医院等は依頼状なしに診療・検査・投薬・処方箋の交付等をしてはいけないことになっております。かかりつけ医に迷惑をかけることとなりますので、施設の依頼なしに受診や投薬を受けることはご遠慮下さい。

⑤ 看護・介護

当施設では、入所から退所まで看護師・介護職員が担当制でお世話いたします。おひとりおひとりにあった個別の施設サービス計画を立て、ご家族の方とご相談しながら、自立支援と在宅復帰を目指した看護・介護サービスを提供いたします。

※当施設が医学的管理、看護、介護上必要と判断した場合には療養室の変更をお願いする事があります。

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

入所される方の身体状況にあった内容で、機能訓練室等で行います。理学療法、作業療法、言語聴覚療法など各療法士による個別・集団訓練等を行い、毎日の生活活動、レクリエーションなどを楽しみながら行っていただきます。

その他、在宅生活の復帰を目標に、趣味や自主訓練動作の獲得、介護福祉機器の紹介、家屋改造の相談もお受けいたします。

⑦ 相談援助サービス

受診や入所、入所中、退所後の日常生活上の問題、介護保険制度や社会資源の情報提供などは、当施設の支援相談員・施設ケアマネジャーまたは、併設するしあわせの村在宅支援センターでお気軽にご相談下さい。

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント

管理栄養士による入所中の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。

⑨ その他

介護保険の要介護認定の申請代行及び認定調査（更新）も必要に応じて実施いたします。

3. 利用料金

(1) 1日あたりの料金

1割負担の場合の基本料金	要介護度	多床室（4人部屋）		個室（1人室）		備 考	
		基本型	在宅強化型	基本型	在宅強化型		
	要介護1	836円	919円	756円	831円	国が定める在宅復帰・在宅療養支援等指標により報酬区分が分かれます。詳細は、(3)をご参照ください。	
	要介護2	889円	999円	805円	910円		
	要介護3	958円	1,069円	873円	979円		
	要介護4	1,013円	1,130円	931円	1,039円		
	要介護5	1,067円	1,186円	983円	1,097円		
2割負担の場合の基本料金	要介護度	多床室（4人部屋）		個室（1人室）			
		基本型	在宅強化型	基本型	在宅強化型		
		要介護1	1,672円	1,837円	1,512円		1,662円
		要介護2	1,778円	1,997円	1,609円		1,820円
		要介護3	1,915円	2,138円	1,746円		1,956円
		要介護4	2,026円	2,260円	1,862円		2,077円
	要介護5	2,134円	2,372円	1,965円	2,193円		
3割負担の場合の基本料金	要介護度	多床室（4人部屋）		個室（1人部屋）			
		基本型	在宅強化型	基本型	在宅強化型		
		要介護1	2,508円	2,755円	2,268円		2,492円
		要介護2	2,666円	2,995円	2,413円	2,729円	
		要介護3	2,872円	3,207円	2,619円	2,935円	
		要介護4	3,039円	3,390円	2,793円	3,115円	
	要介護5	3,200円	3,558円	2,947円	3,289円		
その他の料金	共 通		備 考				
	食 費	1,930円		おやつを含む			
	居住費	(多床室) 377円	(個室) 1,668円	令和6年7月まで算定			
		(多床室) 437円	(個室) 1,728円	令和6年8月から算定			
	特別な 室料	(多床室) -円	(個室) 2,610円	利用者の特別な希望に基づく居住環境(占有面積の大きさ、プライバシーの確保等)の提供分として、利用を希望された場合			
	日用品費	100円		(ボディーソープ18円、シャンプー12円、タオルセット55円、ティッシュペーパー15円) ボディーソープ、シャンプー、バスカルの費用で、施設で用意するものをご使用いただく場合			
教養娯 楽費	100円		(クラブ活動費85円、CD・DVD等のソフト10円、行事にかかる一部費用5円) クラブ活動で使用する折り紙・粘土等の材料等の費用、並びにレクリエーションに参加される際に、施設で用意するものをご使用いただく場合				

証明書	1,030円	1通につき
診断書	3,130円	1通につき
特殊診断書	5,230円	1通につき
理美容代	実費相当額	

※ 「食費」及び「居住費」について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。

利用者負担段階区分	食費	居住費	
		多床室	個室
第1段階	300円	0円	490円
第2段階	390円	370円	490円
第3段階①	650円	370円	1,310円
第3段階②	1,360円	370円	1,310円
第4段階	(★) 1,930円	377円	1,668円

※令和6年8月からは、新たに交付される

「介護保険負担限度額認定証」に記載通りの負担額（★は変更なし）となります。

(2) 加算料金（1日あたりの料金、月ごと、回ごとの場合のみ記載）

項目	利用料			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
夜勤職員配置加算	26円/日	51円/日	77円/日	夜勤職員の配置基準を満たしている場合
短期集中リハビリテーション実施加算(I)	272円/回	544円/回	816円/回	入所日から3月以内の期間に、集中的にリハビリテーションを行い、かつ、原則入所時及び月1回以上ADL等の評価をおこなうとともに、評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリ計画を見直す。
短期集中リハビリテーション実施加算(II)	211円/回	422円/回	633円/回	入所日から3月以内の期間に、集中的にリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	253円/回	506円/回	759円/回	入所者が退所後生活する場所へ訪問し、リハビリテーション計画を作成した場合(90日間)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)	127円/回	253円/回	380円/回	専門職を適正に配置し、集中的にリハビリテーションを行った場合(90日間)
在宅復帰・在宅療養支援加算(I)	54円/日	108円/日	162円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上の加算型の要件を満たした場合
在宅復帰・在宅療養支援加算(II)	54円/日	108円/日	162円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上の超強化型の要件を満たした場合
外泊時加算	382円/日	764円/日	1,145円/日	外泊された場合、外泊初日と最終日を除き、所定単位数に代えて算定(1月に6日を限度)
外泊時加算(在宅サービスを利用する場合)	844円/日	1,687円/日	2,530円/日	外泊され、施設が在宅サービスを提供した場合、所定単位数に代えて算定(1月に6日を限度)

項目	利用料			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算(Ⅰ)	64円/日	127円/日	190円/日	空床情報をホームページ上、また複数の急性期病院と空床情報交換をおこなっている場合、入所後30日以内に限り算定
初期加算(Ⅱ)	32円/日	64円/日	95円/日	入所後30日以内に限り算定
退所時栄養情報連携加算	74円/回	148円/回	222円/回	厚生労働大臣が認める「特別食」を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所するときに必要な情報を提供した場合
再入所時栄養連携加算	211円/回	422円/回	633円/回	医療機関からの再入所者であって特別食等を提供する必要が新たにある場合(1人につき1回を限度)
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	475円/回	949円/回	1,423円/回	入所者の居宅を訪問し、早期退所に向けた施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	506円/回	1,012円/回	1,518円/回	入所者の居宅を訪問し、生活機能の具体的な改善目標、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	422円/回	844円/回	1,265円/回	試行的に退所する場合において、退所時に入所者及び家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算(Ⅰ)	527円/回	1,054円/回	1,581円/回	居宅へ退所後、主治医に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
退所時情報提供加算(Ⅱ)	264円/回	527円/回	710円/回	医療機関へ退所後、主治医に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	633円/回	1,265円/回	1,898円/回	入所前30日以内又は入所後30日以内に、居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、居宅サービス等の利用方針を定めた場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	422円/回	844円/回	1,265円/回	入所期間が1月を超えて退所し、居宅サービスを利用する場合、退所に先立って居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療情報等を添えて情報提供し、かつ居宅サービス事業者と連携しての退所後の居宅サービス等の利用に関し調整を行った場合
訪問看護指示加算	317円/回	633円/回	949円/回	退所時に訪問看護ステーションに指示書を交付した場合
経口移行加算	30円/日	59円/日	59円/日	経管により食事を摂取されている利用者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅰ)	422円/月	844円/月	1,265円/月	摂食機能障害や誤嚥を認めた方に対し、経口維持計画に基づき栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	106円/月	211円/月	317円/月	経口維持加算(Ⅰ)において、歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士のいずれかが加わった場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	95円/月	190円/月	285円/月	歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	116円/月	232円/月	348円/月	歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、口腔衛生などの管理に係る計画内容を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
療養食加算	7円/回	13円/回	19円/回	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合(1日3回が限度)

項目	利用料			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
かかりつけ医連携 薬剤調整加算(Ⅰ) イ	148円/回	296円/回	443円/回	入所後1月以内に6種類以上の内服薬が処方されている方を、入所後1月以内に入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合
かかりつけ医連携 薬剤調整加算(Ⅰ) ロ	74円/回	148円/回	222円/回	6種類以上の内服薬が処方されている方を入所後に、施設において薬剤を評価・調整した場合(主治医との連携なし)
かかりつけ医連携 薬剤調整加算(Ⅱ)	253円/回	506円/回	759円/回	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)を算定し、その情報を厚生労働省に提出し活用している場合
かかりつけ医連携 薬剤調整加算(Ⅲ)	106円/回	211円/回	317円/回	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)を算定し、退所時において入所時より処方された内服薬の種類が1種類以上減少している場合
緊急時治療管理	546円/日	1,092円/日	1,638円/日	病状が重篤となり緊急的な治療管理(投薬、検査、注射、処置等)を行った場合(1月に1回、連続する3日を限度)
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	252円/日	504円/日	756円/日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全について投薬、検査、注射、処置等を行った場合(1月に1回、連続する7日を限度)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	506円/日	1,012円/日	1,518円/日	研修を受けた医師が、肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全について診断に至った根拠を明示し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(1月に1回、連続する10日を限度)
自立支援促進加算	317円/月	633円/月	949円/月	医師が入所者ごとに、自立支援のために医学的評価を入所時に行い、多職種で共同して支援計画を策定し、少なくとも3月に1回見直しを行い、ケアを実施している事。また、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に情報を活用している場合
高齢者施設等感染 対策向上加算(Ⅰ)	11円/月	22円/月	32円/月	第二種協定医療機関と新興感染症発生時に連携する。また、その医療機関と一年1回以上の研修又は訓練を行なう。
高齢者施設等感染 対策向上加算(Ⅱ)	6円/月	11円/月	16円/月	医療機関(感染対策向上加算算定済)から3年1回以上感染発生時の抑制等の実地指導を受ける。
新興感染症等施設 療養費	253円/日	506円/日	759円/日	新興感染症のパンデミック発生時、施設内で療養をおこなった場合1月につき1回5日連続を限度とする。
リハビリマネジメント 計画書情報提供加算(Ⅰ)	56円/月	112円/月	168円/月	口腔衛生管理加算(Ⅱ)栄養マネジメント強化加算を算定し、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施の為に情報を活用している場合
リハビリマネジメント 計画書情報提供加算(Ⅱ)	35円/月	70円/月	105円/月	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施の為に情報を活用している場合

項目	利用料			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
ターミナルケア加算(死亡日)	2,003円/日	4,006円/日	6,008円/日	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断し、本人または家族の同意を得てターミナルケアに係る契約が作成される場合 ・多職種で協働し、入所者の状態又は家族の求めに応じ随時説明を行い同意を得てターミナルケアが行われている場合
ターミナルケア加算(2~3日)	960円/日	1,919円/日	2,878円/日	
ターミナルケア加算(4~30日)	169円/日	338円/日	506円/日	
ターミナルケア加算(31~45日)	76円/日	152円/日	228円/日	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	43円/月	85円/月	127円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	64円/月	127円/月	190円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身状況等に係る基本的な情報に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出している場合
安全対策体制加算	22円/回	43円/回	64円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24円/日	47円/日	70円/日	介護職員総数のうち、介護福祉士が80%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19円/日	38円/日	57円/日	介護職員総数のうち、介護福祉士が60%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	—	所定の単位数に対し39/1,000を加算(令和6年5月まで)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	—	所定の単位数に対し75/1,000を加算(令和6年6月から)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	—	所定の単位数に対し21/1,000を加算(令和6年5月まで)
介護職員等ベースアップ等支援加算	—	—	—	所定の単位数に対し8/1,000を加算(令和6年5月まで)

※ 体制の加算に関しては、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を算定いたします。

※ 介護報酬の計算上、1円未満の端数が生じるものについては、1円未満を切り上げて標記しています。実際にお支払いいただく場合は、端数処理の関係上誤差が生じる場合があります。

(3) 基本報酬部分の負担金について

在宅復帰・在宅療養支援等指標の全10項目

- ① 在宅復帰率
- ② ベッド回転率
- ③ 入所前後訪問指導割合
- ④ 退所前後訪問指導割合
- ⑤ 居宅サービス実施数
- ⑥ リハビリ専門職の配置割合
- ⑦ 支援相談員の配置割合
- ⑧ 要介護4又は5の割合
- ⑨ 喀痰吸引の割合
- ⑩ 経管栄養実施割合

上記項目に応じた指標の合計値によって基本報酬部分の負担金が決定します。

指標点数による区分

	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 【超強化型】	【在宅強化型】	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 【加算型】	【基本型】	【その他型】
在宅復帰・在宅療養支援等指標 (最高値：90)	70以上	60以上	40以上	20以上	左記要件を満たさない

在宅復帰・在宅療養等指標の合計値が40以上の場合・・・

加算型（基本型＋在宅復帰・在宅支援機能加算（Ⅰ））

在宅復帰・在宅療養等指標の合計値が70以上の場合・・・

超強化型（在宅強化型＋在宅復帰・在宅支援機能加算（Ⅱ））

(4) 支払方法

毎月10日頃に、前月分の請求書を発行します。発行日の属する月末までに銀行振り込み、または1階事務室受付にて現金でお支払い下さい。なお、支払い期限が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌日以後の平日にお支払い下さい。

1階事務室の会計取り扱い時間は、土日祝日・年末年始を除く平日午前9時から午後4時30分までです。

自動振込をご希望の場合は、申込手続きが必要ですので事務室までお問い合わせください。お申込みいただいた指定の口座から毎月27日に振替となります。

4. 協力医療機関等

当施設では、併設の神戸リハビリテーション病院をはじめ、下記の医療機関・歯科診療所にご協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。受診の際は、ご家族の付き添いをお願いいたします。

	名 称	住 所
併 設 病 院	神戸リハビリテーション病院	神戸市北区しあわせの村1-18
協 力 医 療 機 関	神戸市立医療センター中央市民病院	神戸市中央区港島南町2-1-1
	神戸市立医療センター西市民病院	神戸市長田区一番町2-4
	顕修会すずらん病院	神戸市北区鈴蘭台西町2-21-5
協力歯科医療機関	神戸リハビリテーション病院	神戸市北区しあわせの村1-18

5. 施設利用に当たっての留意事項

利用者及び家族は施設長その他職員の指導または指示に従い、集団生活の秩序を守っていただきます。その他の事項は入所のしおりを参考にして下さい。

6. 非常災害対策

年2回以上、所轄消防署へ事前に届出の上、自衛消防訓練等を実施いたしますのでご協力をお願いいたします。

介護老人保健施設リハ・神戸 個人情報の利用目的
(令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設リハ・神戸では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習等への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供